

申込票を記入した日をご記入ください。

通信先（事務所あるいは自宅）の電話番号・住所をご記入ください。

お申込人の方が健康状況告知書質問事項回答欄をご記入、ご署名ください。

お申込人の方がお名前をご署名ください。
(必ずフリガナをカタカナでご記入ください。)

所得補償保険加入申込票 兼 健康状況告知書

※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご記入を削除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご回答（記入）ください。

加入申込日 010 平成 24 年 4 月 15 日 017 電話番号 011 03-5740-03XX

住所 012 郵便番号 (カタカナ) 317 トウキョウトシナガワクオオサキ 1-11-XX
141-0032 東京都品川区大崎 1-11-XX

氏名 (カタカナ) 307 ゼイリ シウ
ご記入内容が告知事項について確認するとともに、加入履歴の取扱いに同意する旨をご記入ください。 [347] 税理士 士朗

所属 018 税理士登録番号 019 税理士登録番号

<ご記入にあたって>

1. 年令は保険始期日現在でご記入ください。
(保険期間の中途で加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。)
2. 職種コードは高欄をご参照ください。
3. セット名は3桁以内でご記入ください。

000 AA 020 994
RR 1 2 03 20 23 354 ③

加入者番号

加入者番号

旧加入者番号 L17 職別

保険期間
平成 24 年 8 月 5 日 から
平成 25 年 8 月 5 日 まで

告知者ご署名

三井住友海上火災保険株式会社 宛
裏面の健康状況告知書質問事項に対する健康告知を削除され保険金の支払を受けられないことにご注意ください。
告知者ご署名 (申込人である団体の役員がご署名ください。)
自署 税理士 士朗
告知日 平成 24 年 4 月 15 日

必ずお選びください。

所属税理士会・支部名・税理士登録番号をご記入ください。

- 下記のいずれかに○をしてください。
- 1: 新規加入 → 下欄にご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。
 - 2: 変更 → 変更後の全内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。
 - 3: 継続しない → ご署名のうえ、ご提出ください。
 - 4: 継続加入 → ご提出不要です。

◆団体との関係は1とご記入ください。

被保険者欄

390 ③ 被保険者氏名 (申込人と異なる場合はカタカナで記入)
J04

323 生年月日 昭和 40 年 6 月 1 日 303 年令 47 302 性別 男 ○ 女

職業・職務
576 職業名・職種名 (カタカナ) ゼイリシ
312 職種コード 573 職種級別 074 1

加入セット名 300 5720 E

健康状況告知書質問事項回答欄
L53 質問① はい L54 質問② はい L2A 質問③ はい
L27 特定疾病対象外欄 (お引受可不可)
A欄: 1 L45 疾病コード
B欄: 8 562 疾病・症状名 (カタカナ) (B0の場合のみ記入)

新たに加入される方、または継続時に、保険金額の増額をされる方のみご記入ください。
裏面をご覧ください、質問①・②のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○をつけてください。
「はい」の方は、裏面の疾病・症状一覧表をご確認のうえ、該当疾病（A欄、B欄）欄、特定疾病対象外欄をご記入ください。

被保険者の生年月日、年令、性別をご記入ください。
年令は平成24年8月5日時点の満年令をご記入ください。

パンフレット保険料のセット名をご記入ください。

<ご注意>
あり)の場合必ずご記入ください。(ご記入のない場合には、「なし」と回答したものととなります。)

※他の保険契約等 (他) 社の保険会社等における契約を含みます。同種の保険を複数する他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、共済契約等)をいづれも種別を含まず、あり

保険金額請求歴 (他) 社の保険会社等への保険金請求を含みます。過去3年以内に済んだ場合は「ケガ」で保険金(5万円)を請求したことがありますか、あり

被保険者氏名 保険種類 所得補償保険金額(月額) 被保険者氏名 保険会社 国産 合計金額

合計保険料(1回分) R50 11,270 円

特記事項 331

受付日 L65 平成 年 月 日

平成22年1月1日以降始期契約に使用

職種コードは税理士・事務職の方は「074」、家事従事者の方は「821」とご記入ください。級別は「1」とご記入ください。

保険料表をご覧ください、ご加入セットの、保険料3か月分÷3をご記入ください。

(注) 合計金額÷3ではございません。

補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット	保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(7日)を超えて継続した場合	<p>[所得補償保険金額]×[就業不能期間※の月数]をお支払いします。</p> <p>(注1) 所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。</p> <p>(注2) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※</p> <p>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガや病気</p> <p>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気</p> <p>●自動車等※の無資格運転または酒酔い運転※中のケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となりません。)</p> <p>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの</p> <p>●加入者証等記載の補償対象外とする病気(その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。)</p> <p>などによる就業不能※</p> <p>●精神障害(*1)を被り、これを原因として生じた就業不能</p> <p>●妊娠または出産による就業不能</p> <p>●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合</p> <p>(注) ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時(*2)より前に発病※した病気(*3)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入される場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。(*4)</p> <p>(*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p><お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害など</p> <p>(*2) 就業不能を補償するご契約に継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*3) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。</p> <p>(*4) 保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。</p>

【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生時または病気(*)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

●無事故戻しに関する規定の不適用特約がセットされていますので、保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し返れい金をお支払いしません。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

ア行	医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。例えば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医師	被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
カ行	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 <急激かつ偶然な外来の事故(例)> ・スキー場で転倒し、骨折した。 ・料理中にヤクドをした。 ・自宅の屋根を修理中に転落して打撲した。

骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。
サ行 酒酔い運転	アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等*を運転することをいいます。
就業不能	ケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間*終了日の翌日から起算して24か月経過後については、被保険者がその経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。 [家事従事者特約をセットした場合、]「就業不能」とは、ケガ*または病気*を被り、入院*している(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後は就業不能とはいいません。
就業不能期間	てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
夕行 治療	医師*による治療をいいます。
てん補期間	免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいい、この期間内で就業不能*である期間が保険金支払の対象となります。
ナ行 入院	治療*が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
ハ行 発病	医師*の診断(*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
平均月間所得額	免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。 [家事従事者特約をセットした場合、]「平均月間所得額」は、171,000円とします。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。
マ行 免責期間	就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払の対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。

その他のご案内

●事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡

- 取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●保険金支払いの履行期

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)
(注1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
(注2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金のご請求時にご提出いただく書類

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ・休業・所得証明書
 - ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●代理請求人について

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

- ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合:「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合:「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

●特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方へ

- 現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康状況告知を行うこと(以下「再告知」といいます。)をご検討ください。

継続加入時に、再告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

- 再告知にあたり、次の点にご注意ください。

- ◎再告知時の健康状況によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加されたりすることがあります。
- ◎再告知の結果、無条件での継続加入となった場合でも、保険金のお支払額は、「発病の時点が属する保険契約」と「保険金支払事由が生じた時点が属する保険契約」それぞれの保険契約の条件で算出した金額のうち、いずれか低い金額となるとことがあります。
- ◎再告知は継続加入時のみの制度であり、保険期間の途中で行うことはできません。

●ご注意

- この保険は日本税理士共済会が保険契約者となる団体契約です。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について(平成24年2月現在)
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金・解約返れい金等は90%までは補償されます。なお、破綻前の事故による保険金は100%補償されます。
- 自動継続の取扱いについて
前年からご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年同内容のセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

★税法上の取扱い(平成24年2月)

- お支払いいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1)一部の特約等、保険料控除の対象とならない保険料もあります。
(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

●健康状況告知書ご記入のご案内

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

(継続加入の場合で、保険金額の増額など保険責任の加重(*)がない場合は、改めて健康状況の告知は不要です。なお、現在の健康状況により改めて告知いただくこともできます。)

(*)免責期間の短縮、てん補期間の拡大、入院のみ補償特約の削減 など

1.健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

2.正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面によるご回答のお願い

- ・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことにはなりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただけますようお願いいたします。

4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。

5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。したがって、「健康状況告知書質問事項」に該当される場合は新たなご加入ができなかったり、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(**)(発病日は医師の診断(**))または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがないとき、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されたときについても保険金をお支払いしません。ただし、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(**)2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(***)3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7.その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込み後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知等を確認させていただきます。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- お申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、所得補償保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険(所得補償保険)は、ケガまたは病気により被保険者(補償の対象者)が就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在お働きになっている方で、保険期間開始時点で満15才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

(2)補償内容

保険金をお支払いする主な場合はパンフレットのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額別冊2ページをご覧ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)別冊2ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

別冊2ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄、普通保険約款、特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2.保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の合計保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還しますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」をご参照ください。

6.無事故戻し返れい金

保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能が発生しなかった場合に保険契約者に返れいする金銭(引受保険会社が領収した保険料の20%に相当する金額)をいいます。なお、無事故戻しに関する規定の不適用特約がセットされておりますので、無事故戻し返れい金をお支払いしません。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】
株式会社 日税共済 TEL 03-5740-0321

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)
受付時間: 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]
受付時間: 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

注意喚起情報のご説明(所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、所得補償保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は日本税理士共済会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。「所得補償保険」のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②被保険者の「生年月日」、「年令」
- ③他の保険契約等に関する情報(同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。)
- ④被保険者の健康状況

【健康状況告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人でご自身でご記入のうえ、健康状況告知書質問事項回答欄に「ご署名」ください。
- ・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合または、特定の疾病・症状について保険金をお支払いしないことを条件にご加入をお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(※1)より前に発病した病気(※2)(発病日は医師の診断(※3)によります)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。この場合、健康状況告知に誤りがないうえにつきましても保険金をお支払いしません。ただし、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることができます。
- (※1) 新規にご加入される場合はこの保険契約のご加入時、継続加入される場合は継続加入してきた最初の保険契約のご加入時をいいます。
- (※2) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (※3) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(注)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。
(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。
- 保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。
- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。将来に向かって、保険金額を通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
- 保険契約者と別段の合意があるときを除き、その被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。
(*)保険契約
その被保険者にかかわる部分に限ります。
- 補償の重複
ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や、保険金額、ご加入の要否をご確認いただいたうえで、ご加入ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

別冊2ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③上記のほか、①②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みただけでない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。なお、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

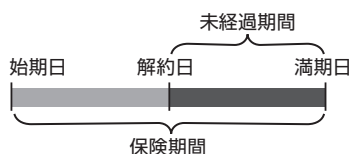
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合、もしくは、従事できなくなった場合は、ご加入は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかに申し出てください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

別冊4ページをご参照ください。

9. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容変更をされる際には、被保険者にとって不利益となる事項があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお支払いいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(所得補償保険)にお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者(補償の対象者)の健康状態などによりご加入いただけないことがあります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に生じている病気やケガに対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】
株式会社 日税共済 TEL 03-5740-0321

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

受付時間: 平日 9:00~20:00
土日・祝日 9:00~17:00
(年末・年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))
受付時間: 平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・ 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- ・ 保険金額(ご契約金額)
- ・ 保険期間(保険のご契約期間)
- ・ 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- ・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・ 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

* 加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の70%以下となるようなタイプ
でお申込みされていますか？

「健康状況告知をしていただく契約タイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知」欄に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合。
- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)